

東文工健発第200号
令和5年12月4日

事業主様

東京文具工業健康保険組合
理事長 小川 晃弘

健康保険資格取得届・被扶養者異動届等への住民票上の住所記入の必須化について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、令和5年11月30日付で、健康保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和5年12月8日より施行されることとなりました。

改正省令の内容等については、下記のとおりとなりますので、被保険者及び被扶養者の皆様へご周知のほどよろしく願いいたします。

記

1. 改正の内容について

被保険者資格取得届、被扶養者異動届、任意継続被保険者資格取得申請書、被保険者・被扶養者住所変更届を健康保険組合へ届出する際の住所欄へは、住民票上の住所を記載することが必須となります。

お届けの際には、正確な住民票上の住所をご記入くださいますようお願いいたします。

2. 改正の留意点について

新規に当組合の被保険者及び被扶養者資格を取得される方については、マイナンバーと健康保険の資格情報との正確な紐づけのために、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）上の情報との照合を行うこととなります。

照合の結果、お届けいただいた被保険者等情報（氏名、性別、生年月日、住所）とJ-LIS上の情報に相違があった場合には、当組合からマイナンバーカードの写しや住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がありますので、ご承知おきください。

3. 施行日

令和5年12月8日

なお、施行開始日以前にすでに被保険者資格、被扶養者資格を取得されている方について、住民票上の住所の提出を求めることはありませんが、転居等により被保険者・被扶養者住所変更届をご提出の際には住民票上の住所を記載してお届けいただくことになります。

※ 上記の件についてのご質問等は、当組合業務部業務課資格係までお問い合わせください。

東京文具工業健康保険組合
業務部業務課資格係
電話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」